

2012 年 6 月 10 日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 松本 悟

ベトナム国 ビエンホアーブントウ高速道路事業
(協力準備調査 (有償))
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時 : 2012 年 5 月 14 日 (月) 14:00~17:42
- ・ 場所 : JICA 本部 (会議室 : 1 階 111 会議室)
- ・ ワーキンググループ委員 : 松本委員、作本委員、高橋委員、松下委員、柳委員
- ・ 議題 : ベトナム国 ビエンホアーブントウ高速道路事業協力準備調査 (有償) に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・ 配付資料 :
 - 1) 事前配布資料 (スコーピング案)
 - 2) EIA 報告書
- ・ 適用ガイドライン : 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月)

全体会合 (第 25 回委員会)

- ・ 日時 : 2012 年 6 月 4 日 (月) 14:30~19:24
- ・ 場所 : JICA 本部 (会議室 : 2 階 229 会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

全体事項

1. 将来の環境影響の軽減やモーダルシフト推進の観点から、鉄道整備事業の現状と今後の計画を確認すること。
2. 本事業における Phase I と Phase II の調査対象の範囲を明確に区別して記述すること。
3. 海外投融資事業の場合において、現地環境アセスメント制度の水準を超えて JICA ガイドラインに基づく環境社会配慮を求める際、その実施にかかる具体的な確保の方法と手続きを明らかにすること。
4. Phase II 事業を実施する際には、改めて詳細な環境社会配慮調査を行うこと。
5. 高速道路など他のインフラ開発も計画されており、この地域全体の戦略的環境アセスメント（SEA）の実施を確認し、ない場合はその実施を相手国政府に働きかけること。
6. 第 23 回全体会合（4/9（月）開催）の案件概要説明では住民移転を 200 名と説明されたが、資料によれば現時点で 813 世帯となっている。案件概要説明では可能な限り最新の情報を提供すること。
7. Phase I と Phase II の環境社会配慮において同等な対応を行うなど、格差が生じないようにあらゆる支援や措置を考慮すること。
8. 近隣にマングローブ林があり、将来における大気汚染の影響も考えられるので、総合的な大気汚染対策の必要性につき相手国政府に提言すること。
9. 本事業の対象地域において大気および水質の基準値を守れるよう、相手国政府に働きかけること。

代替案の検討について

10. 線形選択の際、地元の土地利用計画との整合性に配慮すること。
11. Suoi Nhum 湖付近の代替案検討にあたって、Phase II で想定されている当該湖沼の拡張計画を考慮に入れること。

スコーピング案について

12. 社会経済にかかる基礎データには、主たる収入源以外の生計手段（自給用作物栽培、非木材林産資源採取、路上での物売り等）を含めること。
13. 移転をせずとも生計手段を失う人たちの世帯数を把握して影響評価と対策を講じること。
14. 住民移転計画作成のための社会経済調査においては、被影響住民の生計手段を適確に把握できるようなサンプリング方法を取り入れること。
15. インタビュー対象の 212 世帯の抽出根拠を確認するとともに、被影響住民の意見を適切に把握するよう配慮すること。
16. 農業、果樹栽培、商売など生計手段への影響を定量的・定性的に評価すること。
17. 供用開始後の社会経済影響について、対策との整合性を検証しやすくするため、影響源を整理しながら評価すること。
18. Phase I および Phase II は一体・連動していることを踏まえ、Phase II に関するスコー

ピングの調査項目・調査方法は可能な限り Phase I に準じて検討すべきである。

環境配慮について

19. 施工時および供用後に、TSP のレベルが環境基準を超過する可能性が高い（ないし場所によって超過する）ことから、十分な対策を講じること。
20. EIA 報告書においてコミュン人民委員会から提起された粉じん、振動、洪水、土壌、用地取得による困窮に関する懸念に対し、十分な対応を行うこと。
21. プロジェクトサイトから 1.5km の Thi Vai マングローブ林および 3km の Can Gio マングローブ林は人間と生物圏計画（MAB）の生物圏保存地域に指定され、生物多様性が高い自然保護地域であることを調査報告書に明記すること。
22. ルート沿いに多数存在する歴史的・文化的あるいは宗教的な対象への影響（観光への影響を含む）および保全方法を確認すること。
23. 工事中および供用後の汚泥、騒音などによる水生生物および鳥類など生物への影響と対策を確認すること。
24. Phase II 区間 3km 南西にある生物圏保存地域のマングローブ林は消失後に多くは再生保存されてきているものである。コアゾーンがないとしてもバッファゾーンがエコツアー等に利用されることも少なくない。道路計画の整備に伴い、保存地域周辺のアクセス道路の開発意欲が増大し、それがコア地域に影響を及ぼし、ひいてはそれに依存する住民の生活にも悪影響が想定される。保全の必要な地域はないというのではなく、Phase II の EIA の際には計画による影響の緩和策を検討すること。
25. 道路施工により大量の建設発生土が生ずるが、建設資材として再利用する際には、土質区分を踏まえた用途標準を作成するなど適切な利用に配慮すること。

社会配慮について

26. 813 世帯の住民移転が必要だとされているが、かなりの規模なので、きちんとした住民移転計画を作成すること。
27. 生計手段を失う被影響住民の新たな雇用機会(工業団地等)が周辺にあるのかを確認すること。
28. 道路施工に従事する日雇い労働者は延べ 19 万 4 千人とされているので、日雇い労働者の労働環境衛生（労働安全やエイズ対策を含む）や地域社会等への影響についても十分な配慮を行うこと。
29. EIA 報告書に記述された環境緩和策の内容が工事施工前、施工中、施工後の各段階において確実に履行されるように配慮し、適合しないことが判明した場合には追加的な措置を講ずるように支援すること。

ステークホルダー協議・情報公開について

30. Phase I と Phase II では事業主体が異なる可能性がありうる。ベトナムの土地法や各省庁・人民委員会が制定する規定などでは国が用地を取得する場合と民間等で取得する場合での補償・支援・住民移転に格差が生じないような対応を検討すること。

以上